

## 瑞穂市企業立地促進条例の概要

瑞穂市は、産業振興および市勢の進展に寄与することを目的に「瑞穂市企業立地促進条例」を施行しました。

### ○奨励金の内容

種類	交付金額	交付期間
工場等設置奨励金	投下された土地、家屋、償却資産に課される固定資産税を限度とする額	操業開始後初めて固定資産税を課された年度から3年間

### ○要件

交付を受けるには、次に示した要件をすべて満たすことが必要です。

対象業種 ※日本標準産業分類に掲げる事業	取得状況	投下固定資産 (土地・家屋・償却資産) 取得価額の総額	新たに常時雇用する従業員数
・製造業 ・情報通信業 ・運輸業 ・郵便業 ・卸売業若しくは小売業 ・研究開発事業	新設 (中小企業の場合)	3億円以上 (1億5,000万円以上)	10人以上 (5人以上)
	増設 (中小企業の場合)	1億5,000万円以上 (7,500万円以上)	5人以上 (3人以上)
	移設 (中小企業の場合)		

- ・市民の良好な生活環境を阻害するおそれのない事業であること
- ・公序良俗に反するおそれのない事業であること

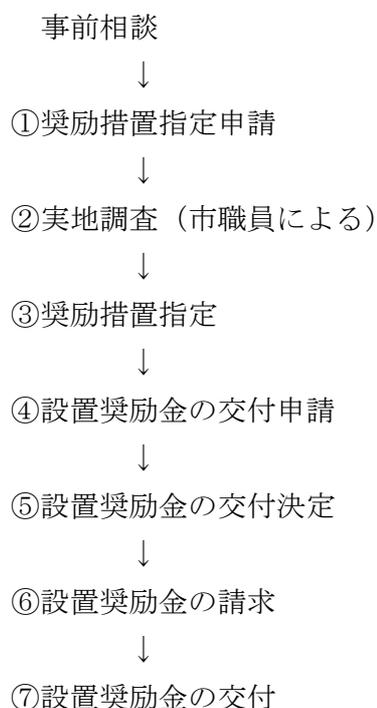
### ○注意点

土地は操業開始前3年以内に購入したもの、家屋・償却資産は操業開始前1年以内に取得したものが投下固定資産の対象となります。

新たに常時雇用する従業員は操業開始前1年以内に雇用した者で、賃金が日額又は時間額で定められている従業員を除きます。

## ○手続きの流れ

要件を満たす予定の事業所については、以下の手順にそって申請手続きを行っていただきますが、新設等に関わる契約日前までに一度瑞穂市役所商工農政観光課へご相談ください。



### ①奨励措置指定申請

申請者は新設・増設・移設に関わる一連の工事を完了し、操業開始の日から60日以内に、瑞穂市役所商工農政観光課へ指定申請をしてください。

### ②実地調査

市職員が新事業所へ調査に伺います。

### ③奨励措置指定

市は、指定申請の内容が指定要件を備えていることを審査し、事業計画等が妥当なものであると判断された場合、「奨励措置指定書」により申請者（以下「指定事業者」）に通知します。

### ④設置奨励金の交付申請

指定事業者は、新事業所での操業開始後に初めて課税された年度の固定資産税を完納してから10日以内に、必要書類を添えて「交付申請書」を提出してください。

⑤設置奨励金の交付決定

市は、交付申請の内容を審査し、「交付決定通知書」により指定事業者に通知します。

⑥設置奨励金の請求

指定事業者は交付決定通知により「交付請求書」を提出してください。

⑦設置奨励金の交付

市は、交付請求により設置奨励金を交付します。

○指定申請について

(1) 指定申請書 (様式第1号)

※業種・事業概要は、初めて見た人が理解できるよう丁寧な記入をお願いします

(2) 商業登記事項証明書又は住民票の写し

(3) 定款又は規約

(4) 土地登記事項証明書及び位置図

(5) 建物登記事項証明書及び配置図

(6) 契約書 (土地、建物、償却資産) の写し

(7) 常時雇用する従業員を証する書類 (従業員台帳の写し、雇用保険証の写し等)

(8) その他参考資料 (直近の固定資産課税明細書 (納税通知書) の写し、会社案内パンフレット等)

※公的機関が発行した原本以外は、A4サイズ (大きいものはA3又はA2サイズでも可) にしてください。

○交付申請について

(1) 工場等設置奨励金交付申請書 (様式第4号)

(2) 直近の法人市民税・固定資産税の納税証明書

(3) 収支決算書

(4) その他参考資料 (前年度の固定資産税明細書 (納税通知書) の写し、償却資産種類別明細書の写し、新事業所等の賃貸借契約に係る領収書等の写し等)

※指定事業者が、申請書や添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、「企業立地奨励措置指定内容変更届」を、指定事業者に係る事業所の相続、合併、譲渡その他の理由により、当該事業所の所有に変更が生じたときは、「事業継承届出」を提出しなければなりません。

※瑞穂市の制度のほかにも、岐阜県が実施する「岐阜県企業立地促進事業補助金」の対象になる場合があります。詳しくは関連リンクの岐阜県HP「立地企業への優遇措置」をご参照ください。

○問い合わせ先

都市整備部商工農政観光課 企業誘致担当

TEL：058-327-2103

FAX：058-327-2120

E-mail：syokounou@city.mizuho.lg.jp